

2017年9月27日

株式会社 ぜん
代表取締役 尾崎 成彦 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：元山
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP : http://www.kc-s.or.jp

再申入れ

2016年11月25日付けで当団体が貴社に送付いたしました「申入れ兼要請書」（別添、以下「本件申入れ等」といいます。）に対し、貴社から同年12月16日付で回答（以下「本件回答」といいます。）をいただきました。

本件申入れ等で当団体は、「入会後4ヶ月間は、休会、退会が出来ない」とする貴社の入会条項（以下「本件条項」といいます。）について、消費者契約法10条、同9条1号に該当し無効であるためその条項の削除を求めましたが、貴社は、本件回答でこれを拒否されています。

しかしながら、本件回答では、消費者契約法に関する主張はなかったことから、当団体はこの点についての貴社の見解を確認するために、貴社との面談による意見交換を行おうとしましたが、事情により実現できませんでしたので下記のとおり再度申入れをする次第です。

つきましては、本再申入れに対する貴社のご回答を2017年10月25日までに書面にて当団体まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本再申入れへの貴社のご回答によっては、差止請求訴訟を提起することも視野に入れておりますことを申し添えます。

記

1 再申入れの趣旨

- (1) 貴社は、消費者との月額会員契約（以下「本件契約」といいます。）の締結にあたり、「入会後4ヶ月間は、休会・退会ができない」と口頭で説明を行っており、この内容は本件契約の条項となっています（以下「本件条項」といいます。）。本

件条項は、消費者契約法10条に該当し無効となります。

したがって、本件条項の削除を求めます。

- (2) また、本件条項は、会員が休会・退会（以下「退会等」といいます。）の申し入れをした後も月会費を支払うこととなる点で本件契約の解約に伴う違約金を定めた条項であるともいえます。しかし、この違約金の額は、消費者契約法9条1号の規定する「平均的な損害」を超えており無効となります。

したがって、本件条項の削除を求めます。

2 再申入れの理由

本件条項が、消費者契約法10条、9条1号により無効と判断する当団体の法的主張については、別添の本件申入れ等の「2 申入れの理由 (1) 貴社の月額会員契約の内容、(2) 消費者契約法10条違反、(3) 消費者契約法9条1号違反」で、すでに記載のとおりです。

本件回答で貴社は、「本当の意味での健康を作ることが当社の理念としており」とされ、本件条項について、「心と体を理解していくために必要な期間」、「クライアントさんがせっかくの時間とお金を無駄にしないようにするためのもの」、「本当の意味での健康づくり」等と主張されています。

しかしながら、貴社の主張は貴社の理念や貴社が考える健康についてのものであり、法的な主張ではありません。

3 ご回答にあたってのお願い

本件条項と消費者契約法10条、9条1号との整合性について、法的な観点から貴社のご回答をお願いいたします。

以 上